

6 福薬業発第 2 5 9 号
令和 6 年 9 月 1 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

令和 5 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より日本薬剤師会を通じて別添の通り文書が届きましたのでお知らせします。

医薬品販売制度実態把握調査は、薬局・店舗販売業が要指導医薬品・一般用医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等、消費者の立場から制度の定着状況等を点検・調査し、医薬品販売の適正化につなげることを目的として、平成 2 1 年度から毎年実施されているものです。

今回の調査結果によると、令和 5 年 4 月 1 日より、濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大されたものの、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」が適切であった割合について低下は見られませんでした。依然として、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

また、今回は、調査員が専門家へ相談を行わずに一般用医薬品（第 1 類医薬品を除く。）を購入する際の対応状況についても調査が行われております。

医薬品販売に係る法令遵守は、医薬品の適正使用の確保には不可欠であり、全ての薬局等において的確に法令遵守ができていなければならず、すべての項目で、法令遵守の徹底に向けて努力していく必要があります。医薬品を使用する国民が安心してかつ安全に医薬品を使える環境を確保するため、より一層の法令遵守の徹底と、**医薬品販売ルールに関する自己点検、医薬品販売ルールの周知・改善・遵守に向けた取組**への対応をお願い申し上げます。

ご多忙中のことと存じますが、貴会会員へのご周知方よろしく願いいたします。

日 薬 業 発 第 222 号
令 和 6 年 9 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省医薬局総務課長及び監視指導・麻薬対策課長より、通知がありましたのでお知らせいたします（別添1）。

医薬品販売制度実態把握調査は、要指導医薬品・一般用医薬品の販売にあたり、消費者の立場から制度の定着状況等を点検・調査し、医薬品販売の適正化につなげることを目的として、平成21年度から毎年実施されているものです。

今般の調査結果によると、薬局・店舗販売業の店舗では、要指導医薬品における情報提供があったうち「文書を用いて情報提供があった」割合は全体で91.0%、薬局においては91.8%と改善が見られたほか、令和5年4月1日より、濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大されたものの、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が「適切であった」は全体で80.9%、薬局においては78.3%であり低下は見られませんが、いずれも販売ルールを遵守していない施設が存在し、十分とは言えない状況です。

今回は、調査員が専門家へ相談を行わずに一般用医薬品（第1類医薬品を除く。）を購入する際の対応状況についても調査が行われました。

医薬品販売に係る法令遵守は、医薬品の適正使用の確保には不可欠であり、全ての薬局等において的確に法令遵守ができていなければならず、引き続きすべての項目で、法令遵守の徹底に向けて努力していく必要があります。こうした観点から、本会では自己点検の実施や法令遵守のためにより実効性のある対策を継続して講じていく所存です。

また、厚生労働省は例年、都道府県薬務主管課に対し、本調査で遵守できていない項目が確認された薬局等について、個別に遵守状況の確認、監視指導を実施するよう依頼しております（別添2）。

貴会におかれましては、より一層の法令遵守の徹底を貴会会員に周知いただくとともに、各都道府県の薬務主管課との連携した取り組みのほか、法令遵守ができていない薬局等が確認された場合には、法令に基づいた販売方法の徹底など、直ちに改善するようご指導賜りたくお願い申し上げます。

なお、都道府県別の調査結果については、報告書に記載されていることを申し添えます。

<別添>

1. 令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果について
(令和6年9月6日付け医薬総発0906第2号/医薬監麻発0906第2号)
2. 「令和5年度医薬品販売制度実態把握調査」における調査対象薬局等の調査結果に係る報告について（依頼）
(令和6年9月6日付け各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）薬務主管課宛て事務連絡)

<参考>

令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果（報告書）

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療

>医薬品・医療機器>医薬品の販売制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>

各都道府県別の状況については、報告書52ページ以降（資料編 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査）をご確認ください。

医薬総発 0906 第 2 号
医薬監麻発 0906 第 2 号
令和 6 年 9 月 6 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 医薬局 総務課長
(公印省略)
厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

令和 5 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

平素から厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和 5 年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査について、店舗での販売においては、「要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無」等の項目で改善が見られました。「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」については、令和 5 年 4 月 1 日より、濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大されたものの、販売時の対応が適切であった割合について低下は見られませんでした。依然として、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」をはじめとして、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

また、前年度までの調査では、一般用医薬品（第一類医薬品を除く。）を購入する前に必ず調査員が専門家へ医薬品の使用方法等について相談した上で購入し、対応状況を調査しておりましたが、今回の調査では相談を行わずに購入する際の店舗での薬剤師・登録販売者の対応状況についても調査を行いました。

については、貴会会員の薬局開設者及び店舗販売業者等に対し、従事者に対する販売制度に関する研修等の徹底や各薬局・店舗販売業等における制度の遵守状況を自己点検させるなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て通知し、より一層の販売制度の遵守徹底に向けた対応を依頼しています。

医薬総発 0906 第 1 号
医薬監麻発 0906 第 1 号
令和 6 年 9 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（公 印 省 略）
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
（公 印 省 略）

令和 5 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和 5 年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査について、店舗での販売においては、「要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無」等の項目で改善が見られました。「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」については、令和 5 年 4 月 1 日より、濫用等のおそれのある医薬品の対象品目が拡大されたものの、販売時の対応が適切であった割合について低下は見られませんでした。依然として、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」をはじめとして、販売ルールを遵守していない薬局・店舗販売業が存在するため、更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

また、前年度までの調査では、一般用医薬品（第一類医薬品を除く。）を購入する前に必ず調査員が専門家へ医薬品の使用方法等について相談した上で購入し、対応状況を調査しておりましたが、今回の調査では相談を行わずに購入する際の店舗での薬剤師・登録販売者の対応状況についても調査を行いました。

については、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただくなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底に向けた対応をお願いします。

令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（概要）

令和6年9月
医薬局総務課

1. 調査の目的

若年者の間で医薬品の濫用が問題になっていることや、医薬品の販売制度に関する検討会での検討等を踏まえ、医薬品の販売ルールの遵守状況等について、一般消費者の立場からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図ることを目的としている。

2. 調査の内容 注）委託により実施（委託先：株式会社mitoriz）

（1）薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

全国の薬局・店舗販売業の許可を取得している店舗を対象に、一般消費者である調査員が選択した店舗を訪問し、店舗での状況や従事者の対応等について調査。

（調査対象数）3,025件（うち、薬局1,288件、店舗販売業1,737件）

（調査期間） 令和5年11月～令和6年3月

- （調査事項） ① 従事者の区別状況
② 要指導医薬品の販売方法（本人確認、薬剤師による販売）
③ 一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況 等

（2）薬局・店舗販売業の特定販売（インターネット販売）に関する調査

インターネットで一般用医薬品を販売しているサイトを厚生労働省ホームページに掲載されている「一般用医薬品の販売サイト一覧」から選定し、一般消費者である調査員が調査。

（調査対象数）500件

（調査期間） 令和5年11月～令和6年3月

（調査事項） 一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況 等

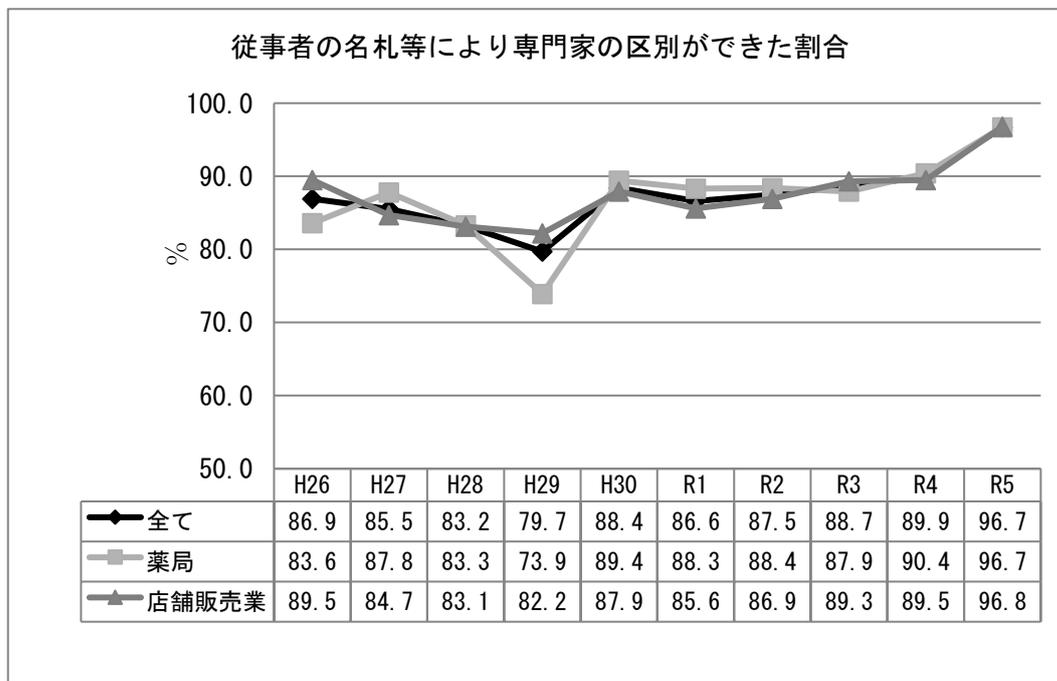
3. 主な調査結果 (小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります)

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

① 従事者の名札等により専門家の区別ができたか：

調査件数3,025件 (薬局1,288件 店舗販売業1,737件)

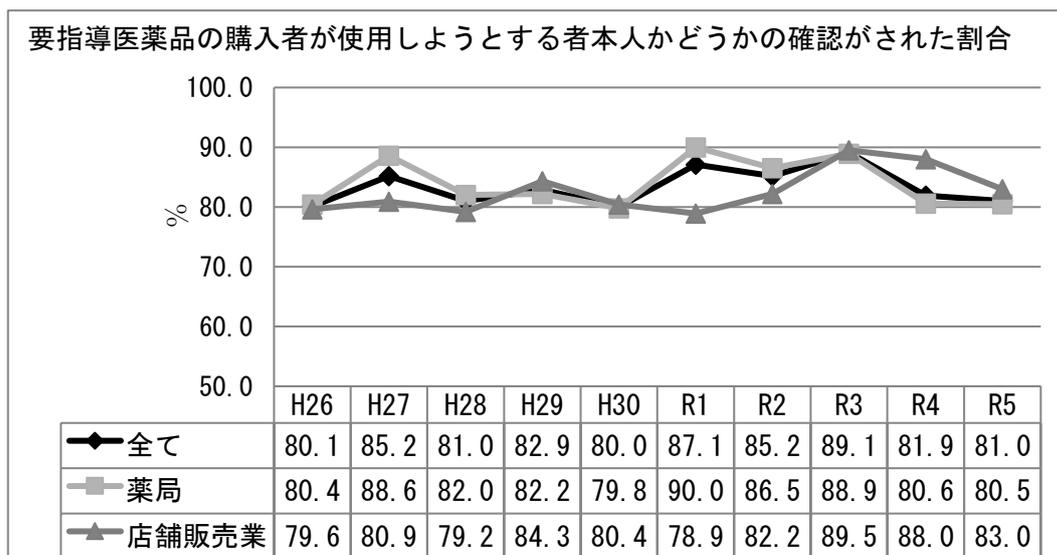
区別できた 96.7%(2,926件) / 区別できなかった等 3.3%(99件)



② 要指導医薬品の購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認：

調査件数284件 (薬局231件 店舗販売業53件)

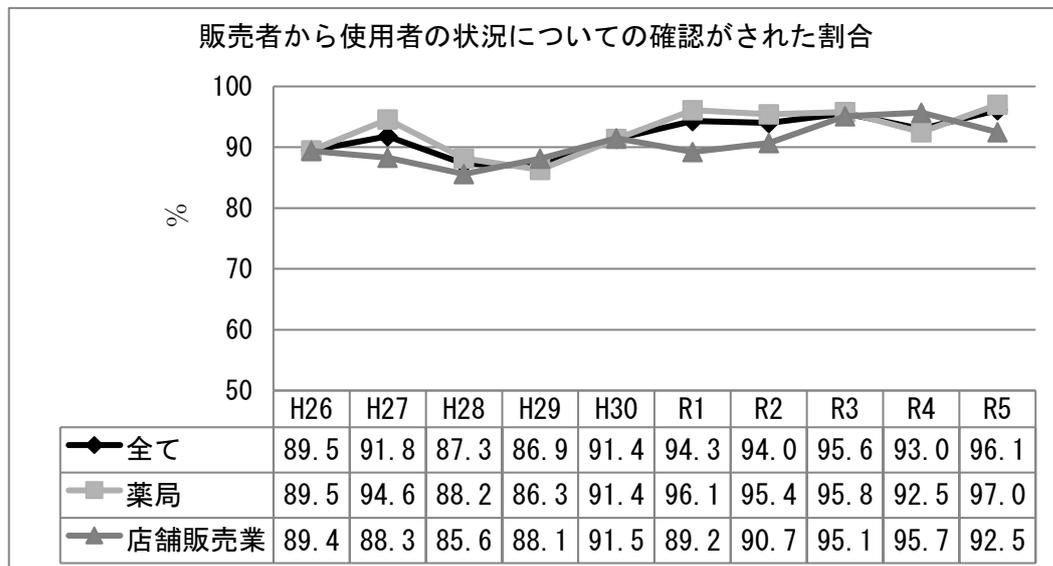
確認あり 81.0%(230件) / 確認なし 19.0%(54件)



③ 要指導医薬品販売時における使用者の状況（*）についての確認：

調査件数284件（薬局231件 店舗販売業53件）

確認あり 96.1%(273件)／確認なし 3.9%(11件)

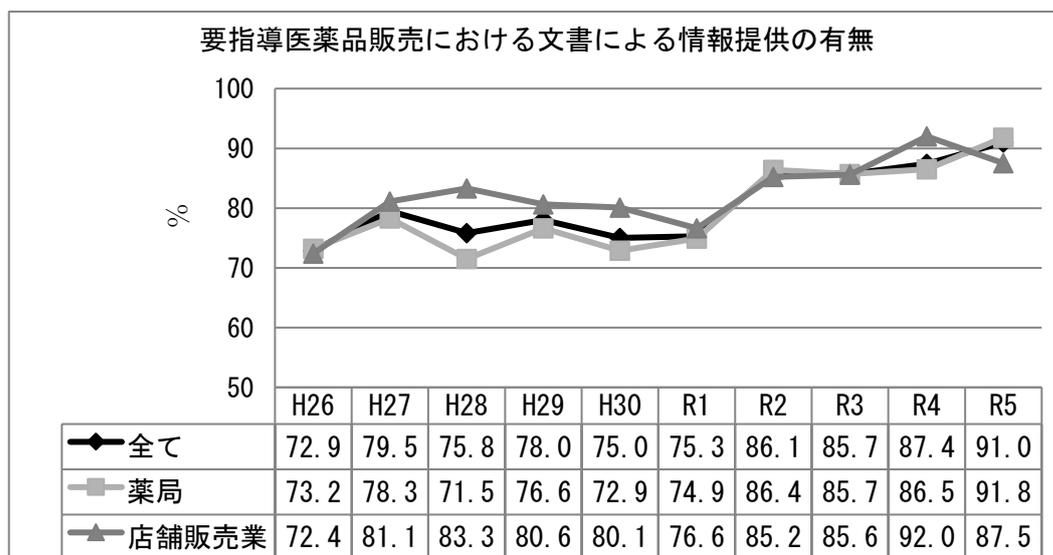


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

④ 要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無：

調査件数268件（薬局220件 店舗販売業48件）

文書を用いて情報提供があった 91.0% (244件)／文書を渡されたが詳細な説明がなかった 2.6% (7件)／口頭のみでの説明だった 6.3% (17件)

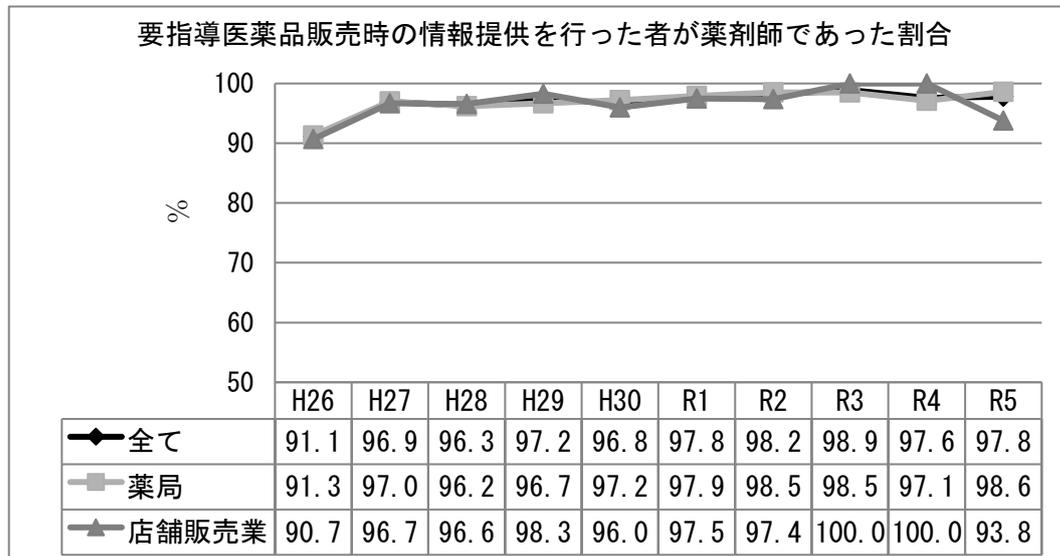


※情報提供があった店舗（令和5年度268件（94.4%）のうち、文書を用いて情報提供があった等の数値

⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者：

調査件数268件（薬局220件 店舗販売業48件）

薬剤師 97.8% (262件) / 登録販売者 1.5% (4件) / 一般従事者 0% (0件) / 名札未着用等のため不明 0.7% (2件)

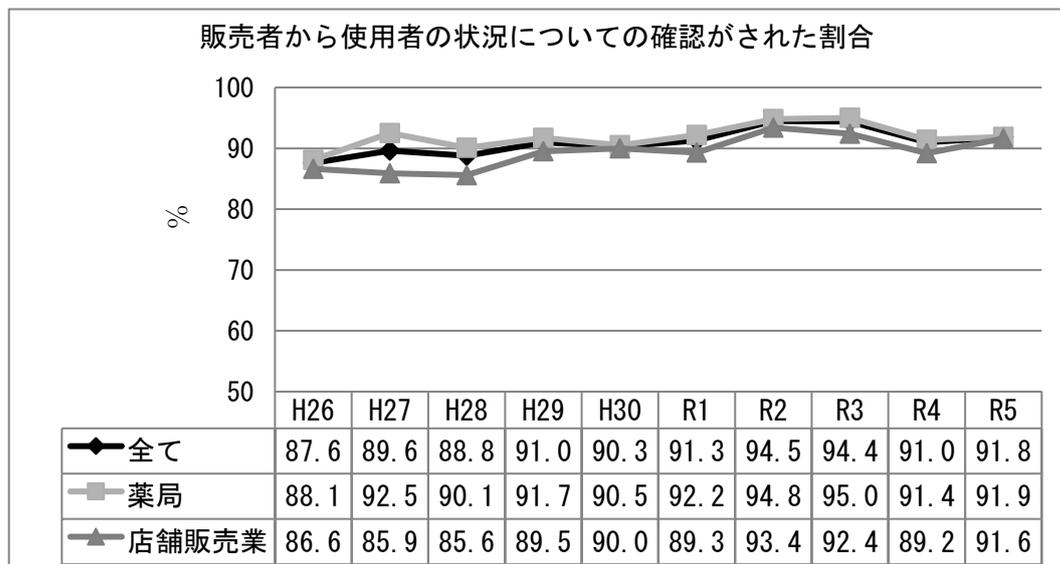


※情報提供があった店舗（令和5年度268件（94.4%））のうち情報提供を行った者の数値

⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況（*）についての確認：

調査件数806件（薬局663件 店舗販売業143件）

確認あり 91.8% (740件) / 確認なし 8.2% (66件)

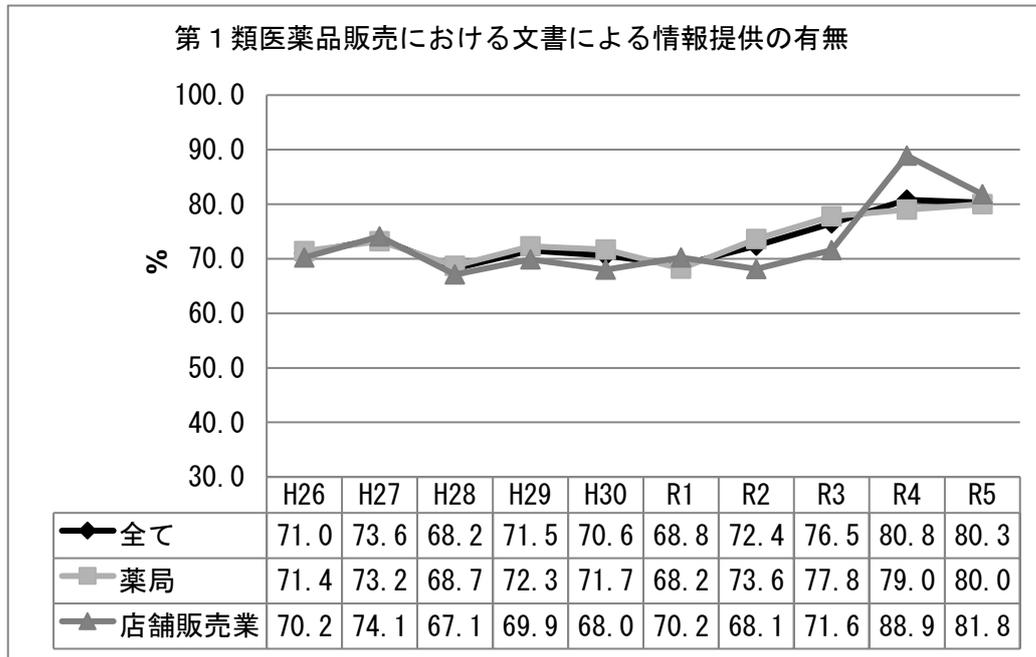


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無：

調査件数753件（薬局621件 店舗販売業132件）

文書を用いて情報提供があった 80.3%（605件）／文書を渡されたが詳細な説明がなかった 2.4%（18件）／口頭のみでの説明だった 17.3%（130件）

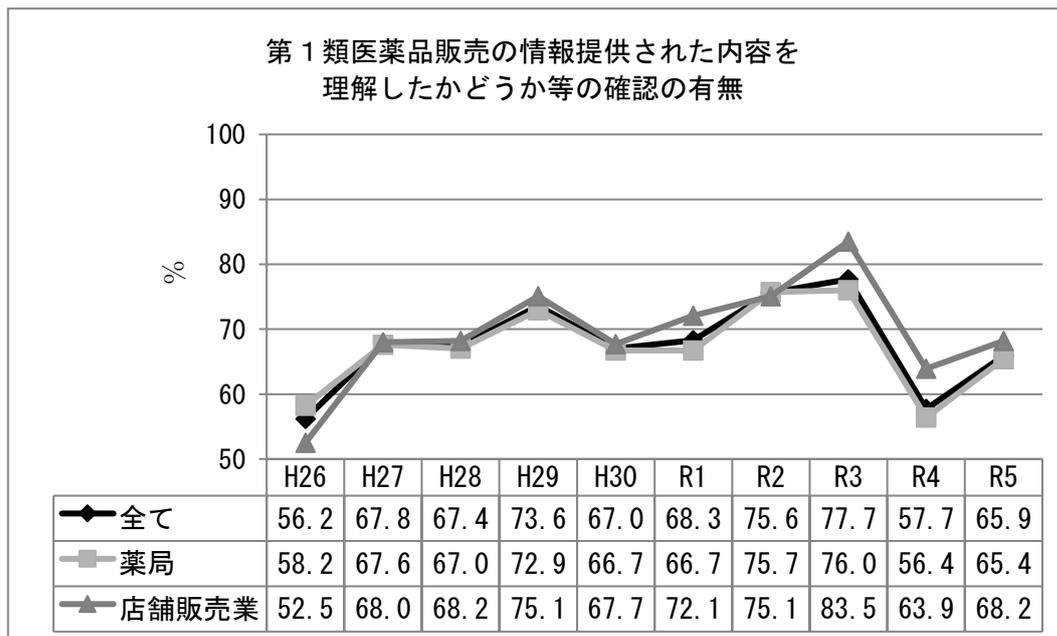


※情報提供があった店舗（令和5年度753件（93.4%））のうち、文書を用いて情報提供があった等の数値

⑧ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：

調査件数 753 件（薬局 621 件 店舗販売業 132 件）

確認があった 65.9%（496件）／ 確認がなかった 34.1%（257件）

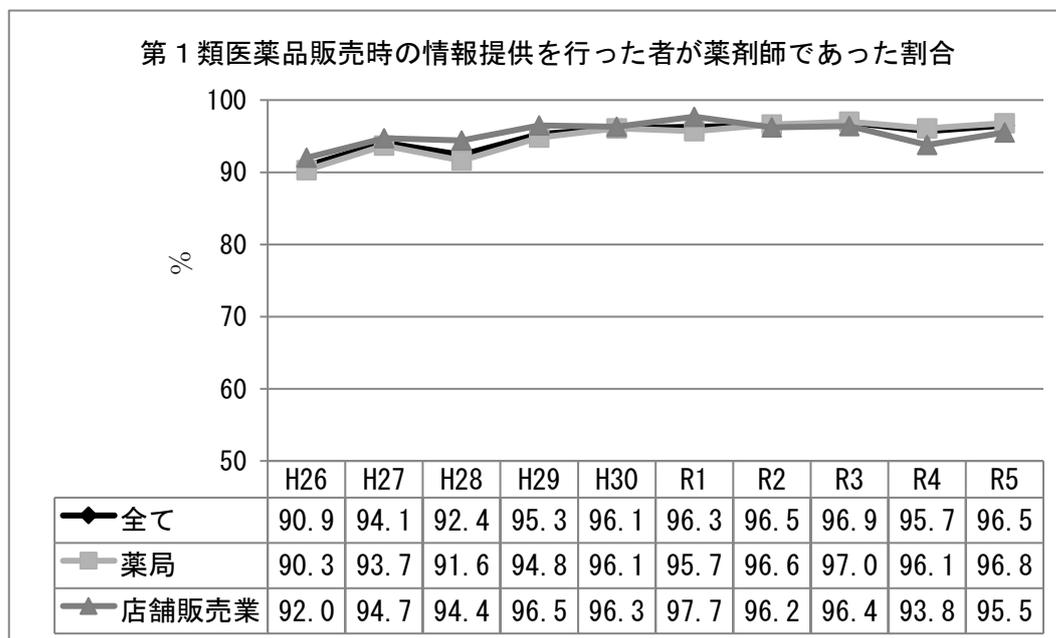


※情報提供があった店舗（令和5年度753件（93.4%））のうち、情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無の数値

⑨ ⑦の情報提供を行った者：

調査件数 753 件（薬局 621 件 店舗販売業 132 件）

薬剤師 96.5% (727件) / 登録販売者 1.3% (10件) / 一般従事者 0.4% (3件) / 名札未着用等のため不明 1.7% (13件)

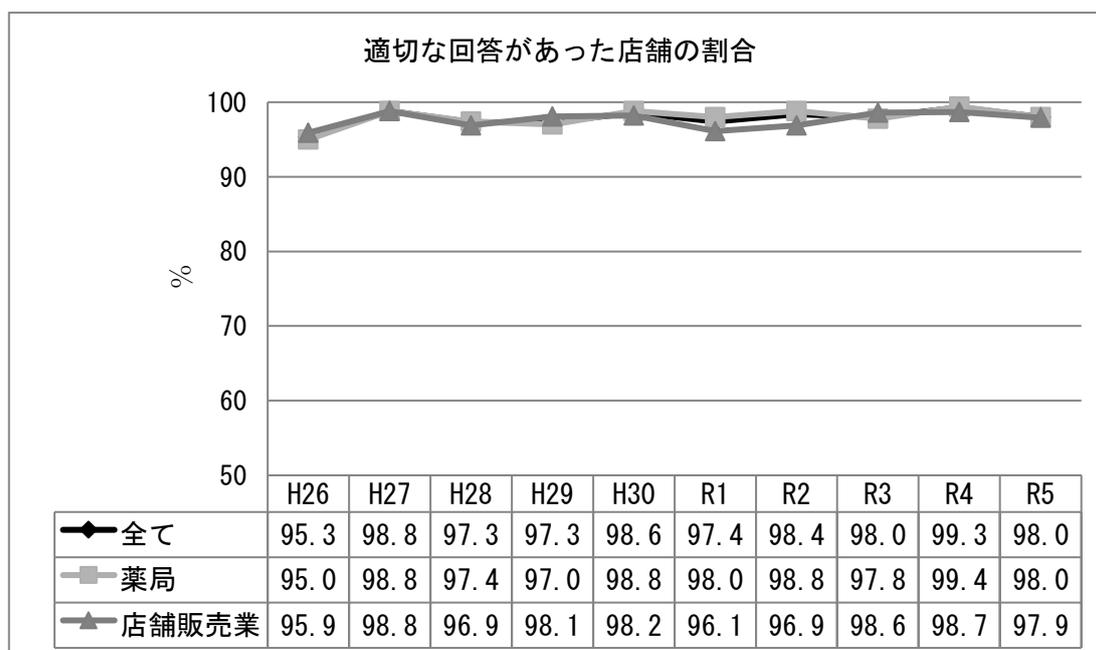


※情報提供があった店舗（令和5年度753件（93.4%））のうち、情報提供を行った者の数値

⑩ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があったか（*）：

調査件数 806 件（薬局 663 件 店舗販売業 143 件）

適切な回答があった 98.0% (790件) / 適切な回答がなかった 2.0% (16 件)

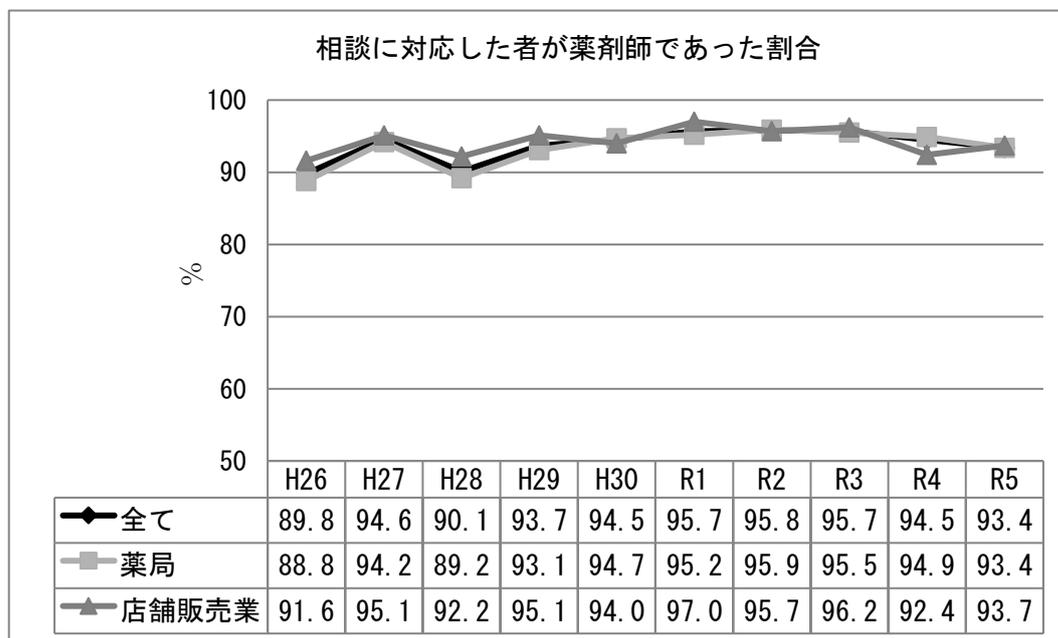


* 「この薬眠くなりやすいですか」等を質問し、それに対応する注意事項（添付文書に記載されている事項）等が回答された場合を「適切な回答があった」とした。

⑪ ⑩の相談に対応した者の資格：

調査件数 806 件（薬局 663 件 店舗販売業 143 件）

薬剤師 93.4% (753件)／登録販売者 2.7% (22件)／一般従事者 1.2% (10件)／名
札未着用等のため不明 2.6% (21件)

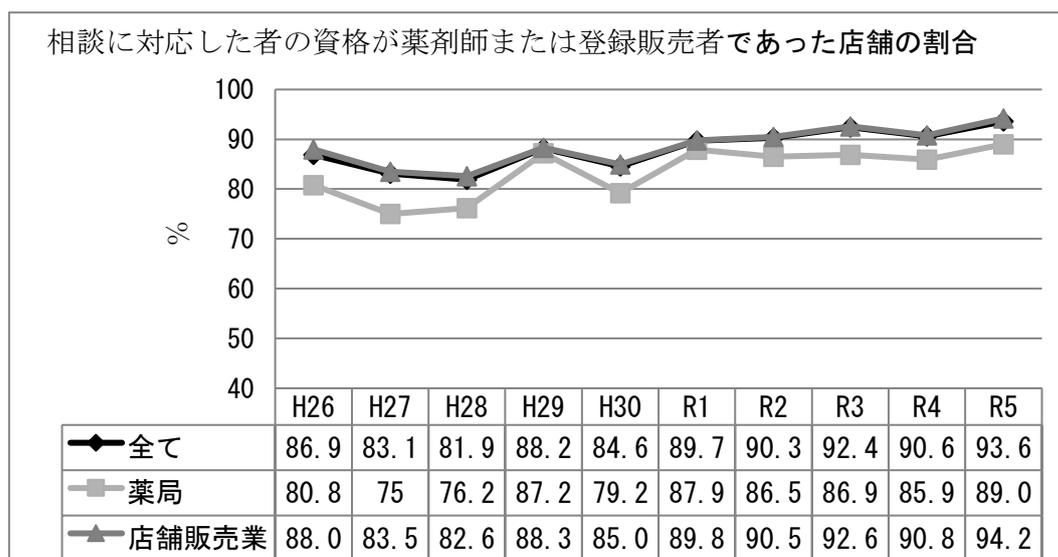


⑫ 第2類医薬品等に関する相談に対応した者の資格

調査件数 1,520 件（薬局 208 件 店舗販売業 1,312 件）

薬剤師 8.5% (129 件)／登録販売者 85.1% (1,293 件)

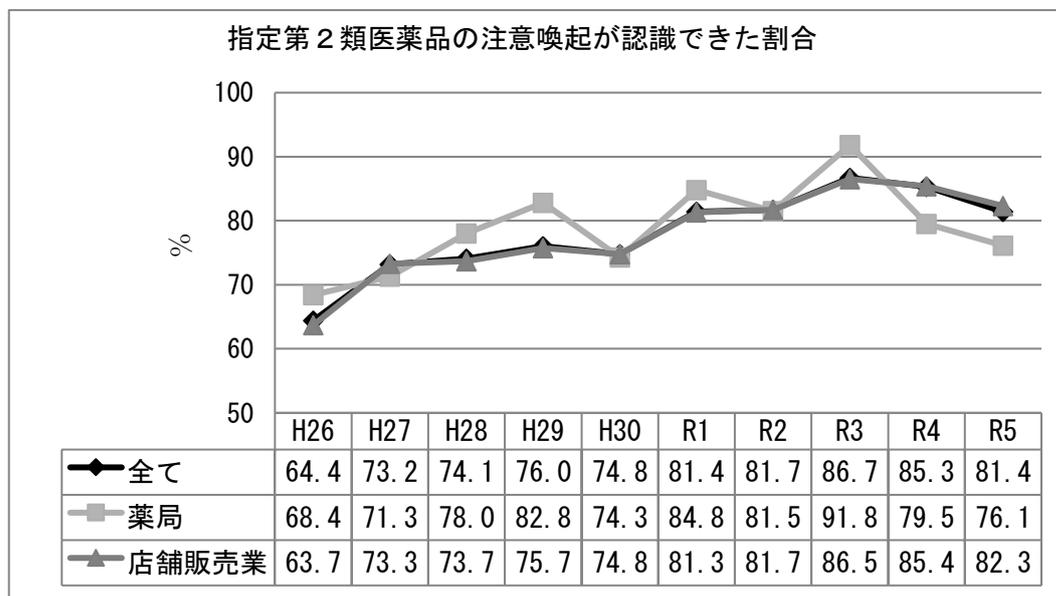
一般従事者 2.8% (43 件)／わからなかった 3.6% (55 件)



⑬ 指定第2類医薬品の注意喚起（*）の状況：

調査件数 1,738 件（薬局 255 件 店舗販売業 1,483 件）

認識できた 81.4% (1,414 件) / 認識できなかった 18.6% (324 件)

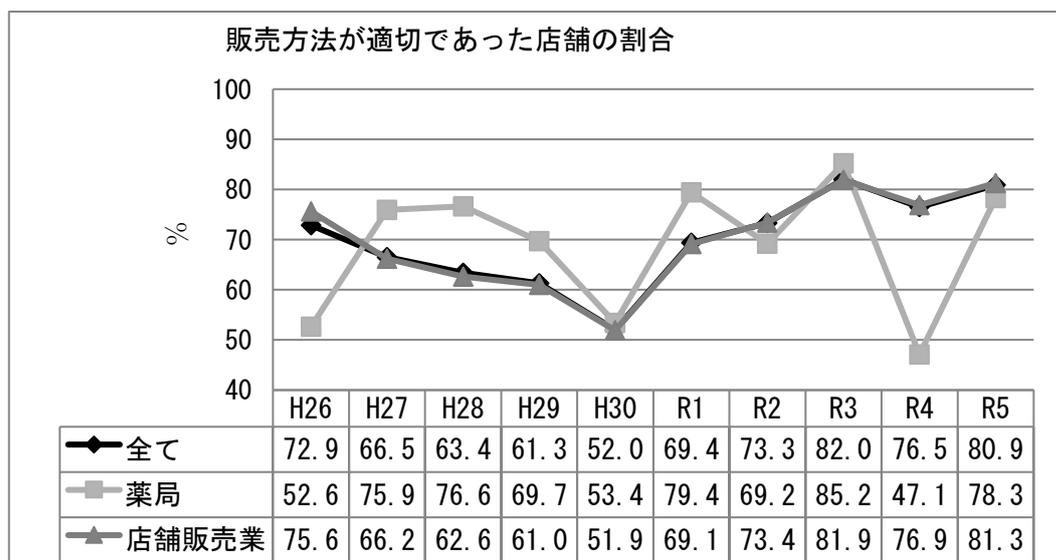


* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

⑭ 濫用等のおそれのある医薬品（*1）を複数購入しようとした時の対応（*2）：

調査件数 1,256 件（薬局 189 件 店舗販売業 1,067 件）

1つしか購入できなかった 48.6% (611 件) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 32.2% (405 件) / 質問等されずに購入できた 19.1% (240 件) / その他 0.0% (0.0%)



* 1 エフェドリン／コデイン／ジヒドロコデイン／プロモバレリル尿素／プソイドエフェドリン／メチルエフェドリンを成分として含有する医薬品。

* 2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

⑮ 相談を行わずに一般用医薬品（第1類医薬品を除く。）を購入しようとした際の対応：

調査件数 276 件（薬局 77 件 店舗販売業 199 件）

対応状況		薬局（77 件）	店舗販売業（199 件）	計（276 件）
1	薬剤師・登録販売者がレジ対応をした	39 (50.6)	124 (62.3)	163 (59.1)
2	会計等は薬剤師・登録販売者以外が対応したが、レジで薬剤師・登録販売者が情報提供を行った	21 (27.3)	23 (11.6)	44 (15.9)
3	医薬品購入前に薬剤師・登録販売者から声をかけられた	0 (0.0)	3 (1.5)	3 (1.1)
4	レジで薬剤師または登録販売者に相談してから会計をするよう言われた	2 (2.6)	1 (0.5)	3 (1.1)
5	薬剤師・登録販売者の説明が必要か聞かれ「必要ない」と答えるとそのまま売ってくれた	0 (0.0)	1 (0.5)	1 (0.4)
6	質問等されずに医薬品を購入できた	15 (19.5)	47 (23.6)	62 (22.5)

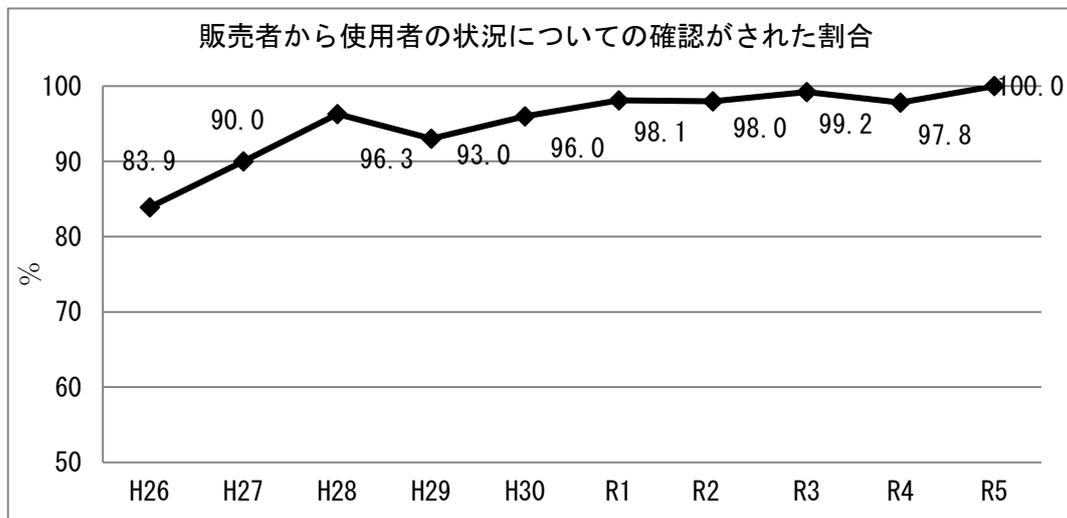
* 1 3～6については、薬剤師・登録販売者以外がレジ対応した場合の対応状況となっている。

(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

① 第1類医薬品販売時の使用者の状況（*）についての確認状況：

調査件数 81 件（薬局 32 件 店舗販売業 49 件）

確認あり 100.0% (81 件) / 確認なし 0.0% (0 件)

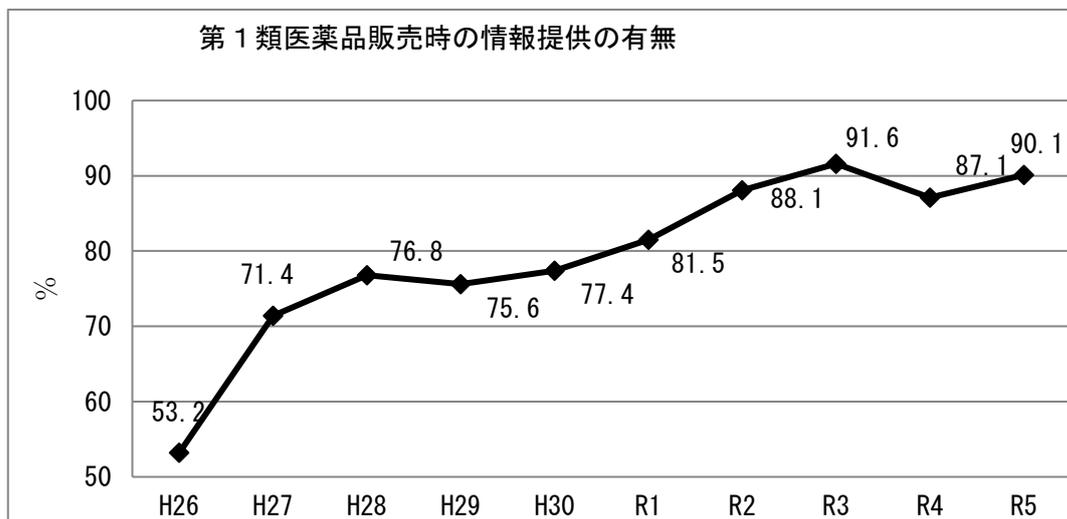


* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

② 第1類医薬品販売時の情報提供の有無*：

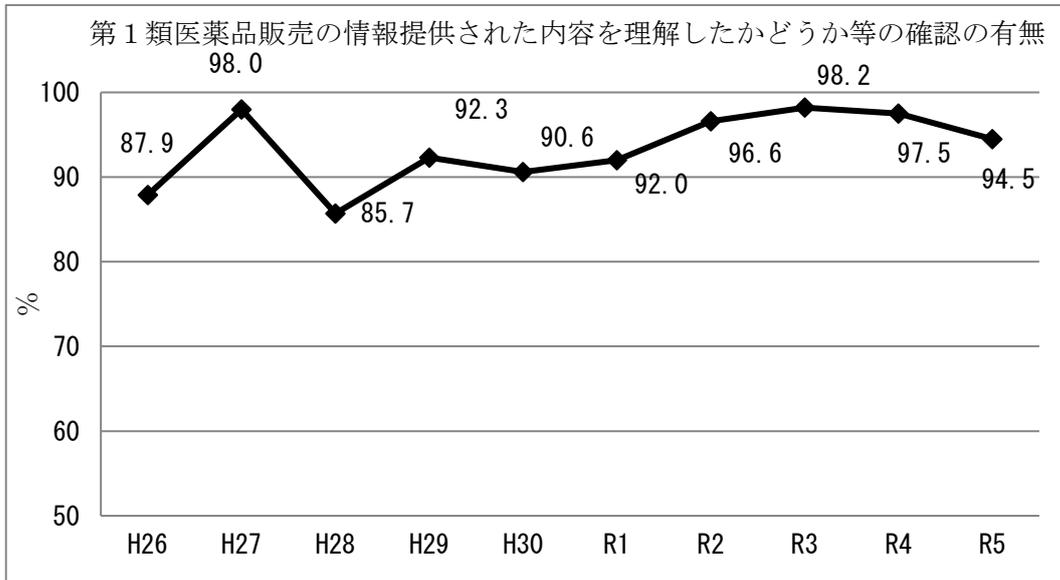
調査件数 81 件（薬局 32 件 店舗販売業 49 件）

情報提供あり 90.1% (73 件) / 情報提供なし 9.9% (8 件)



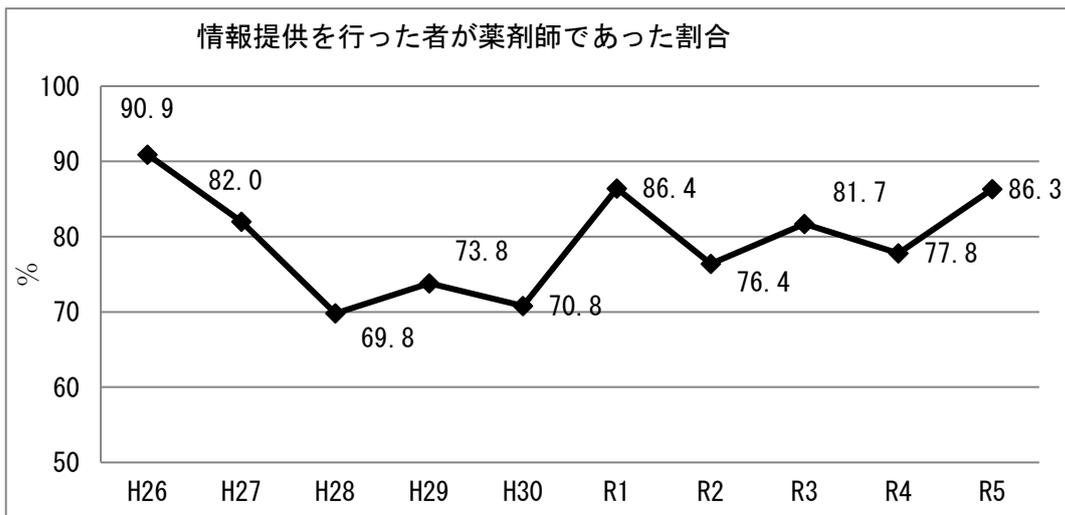
* 購入者が購入前に確認する必要等の有無にかかわらず、Web サイトに情報が掲載されていた場合に情報提供ありとしている。

- ③ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：
 調査件数 73 件（薬局 29 件 店舗販売業 44 件）
 確認があった 94.5%（69件）／ 確認がなかった 5.5%（4件）



※情報提供があったウェブサイト（令和5年度 73 件（90.1%））のうち、情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無の数値

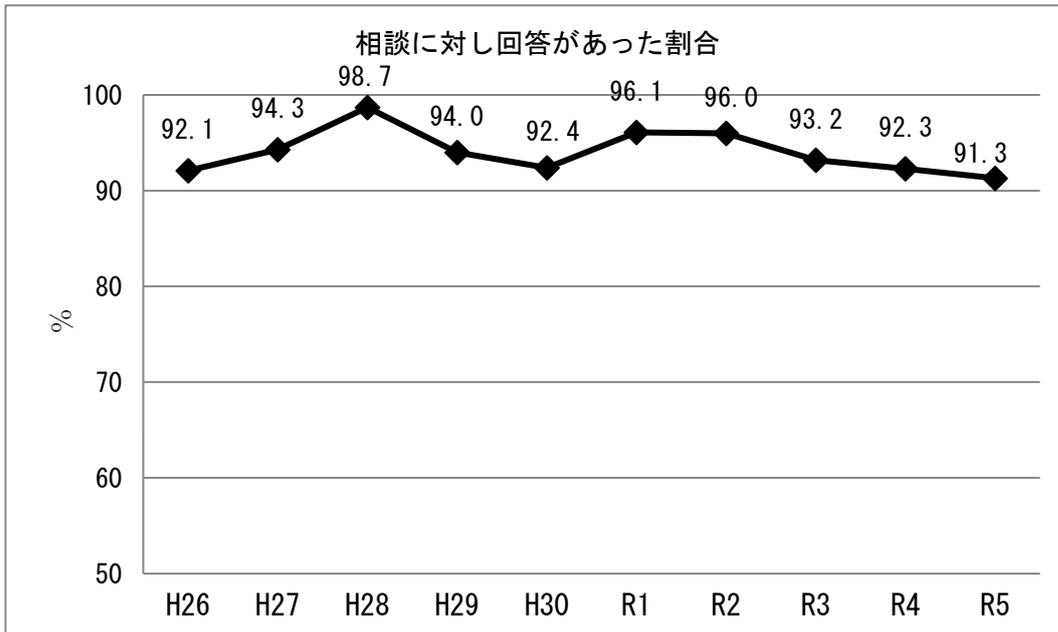
- ④ ②の情報提供を行った者の資格：
 調査件数 73 件（薬局 25 件 店舗販売業 48 件）
 薬剤師 86.3%（63件）／ 登録販売者 0.0%（0件）／
 その他・わからなかった 13.7%（10件）



⑤ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があったかどうか：

調査件数 80 件（薬局 31 件 店舗販売業 49 件）

回答あり 91.3%（73件）／回答なし 8.8%（7件）

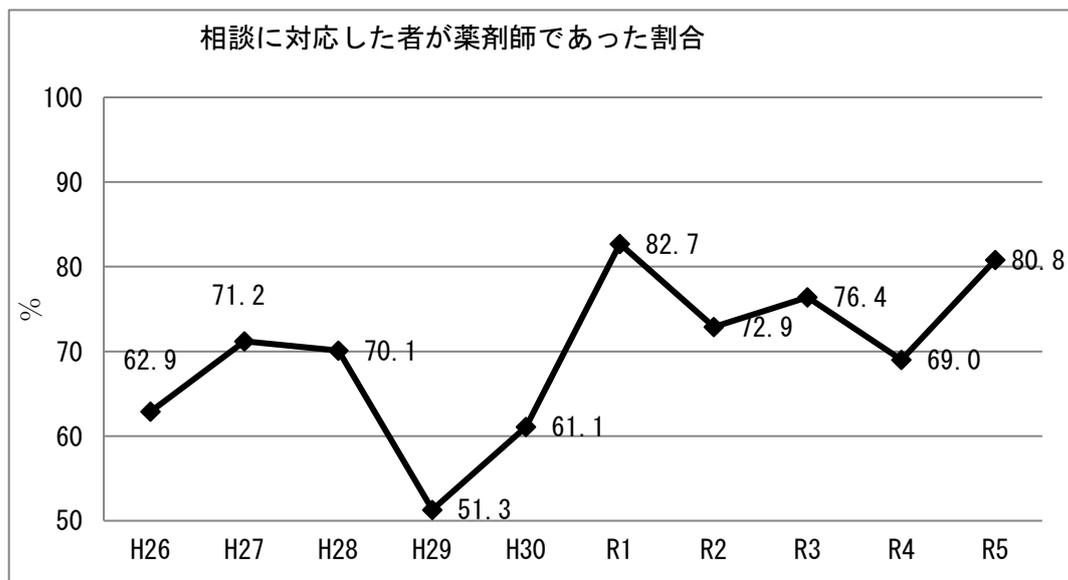


⑥ ⑤の相談に対応した者の資格：

調査件数：73件（薬局29件 店舗販売業44件）

薬剤師 80.8%（59件）／登録販売者 2.7%（2件）／

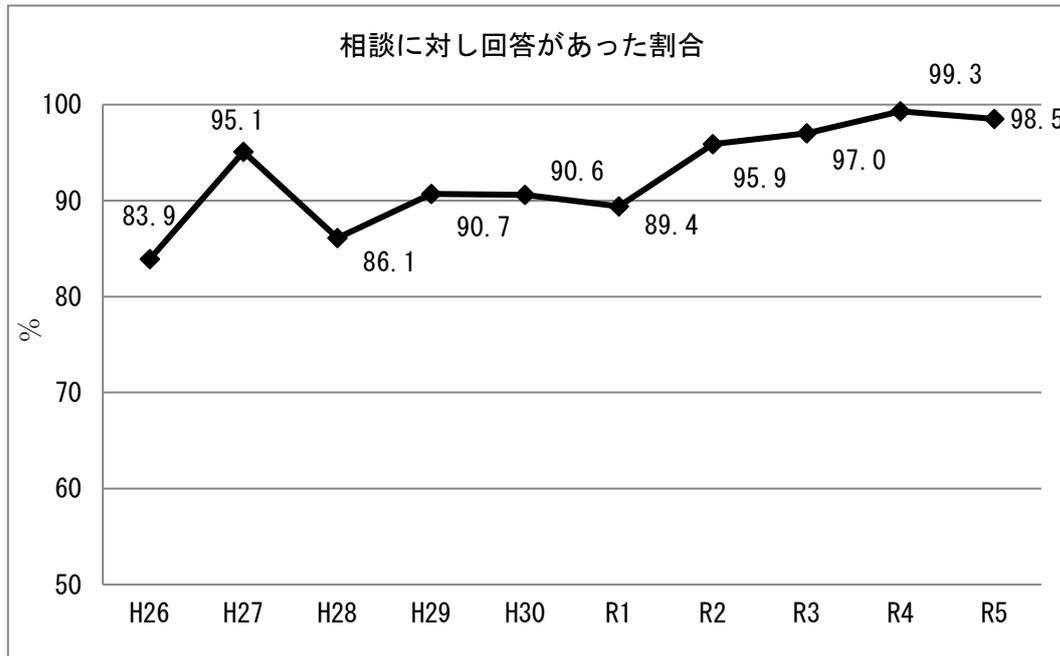
その他・わからなかった 16.4%（12件）



⑦ 第2類医薬品等に関する相談に対し回答があったかどうか：

調査件数405件（薬局114件 店舗販売業291件）

回答あり 98.5%(399件)／回答なし 1.5%(6件)



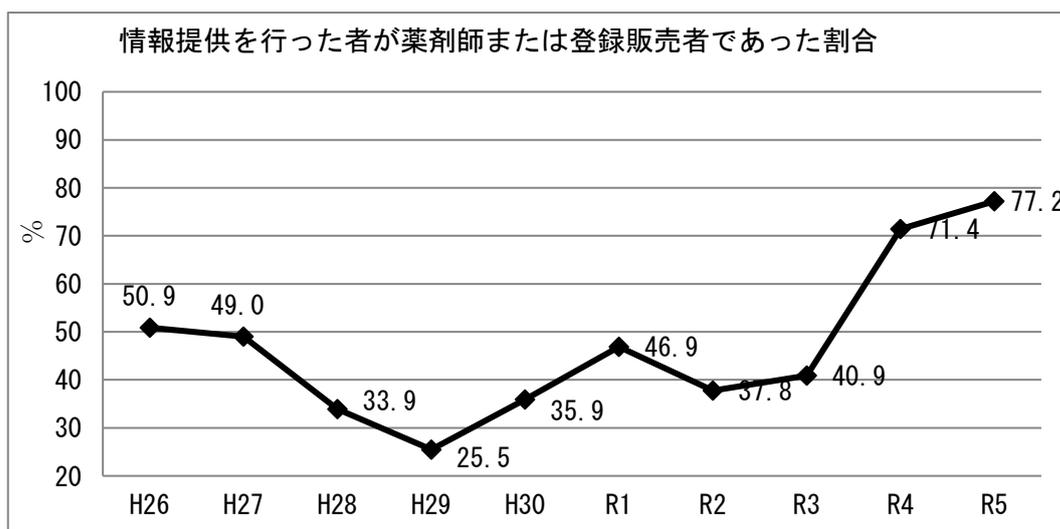
※相談に対し返信があった割合

⑧ ⑦の相談に対応した者の資格：

調査件数399件（薬局112件 店舗販売業287件）

薬剤師 29.6%(118件)／登録販売者 47.6%(190件)／

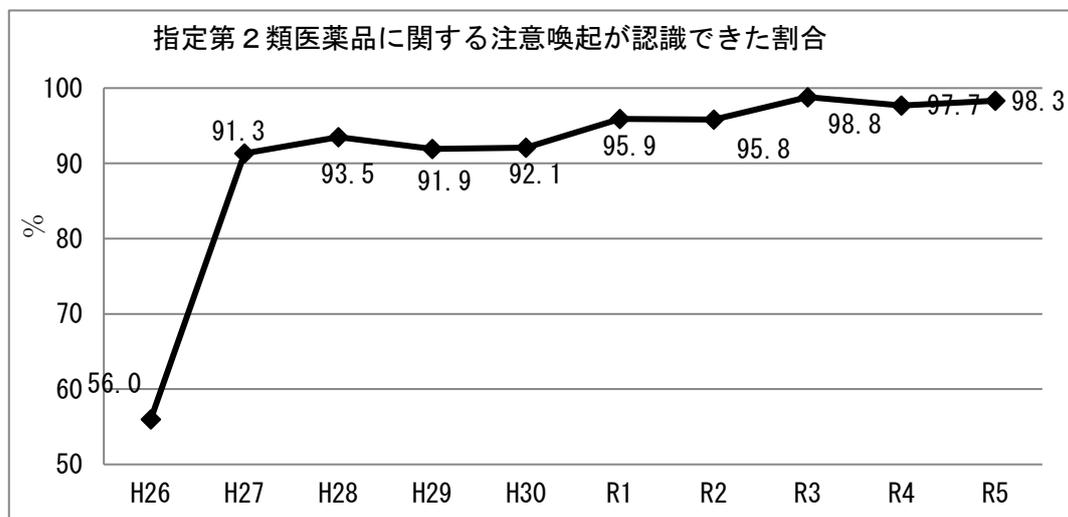
その他・わからなかった 22.8%(91件)



⑨ 指定第2類医薬品に関する注意喚起(*)の状況:

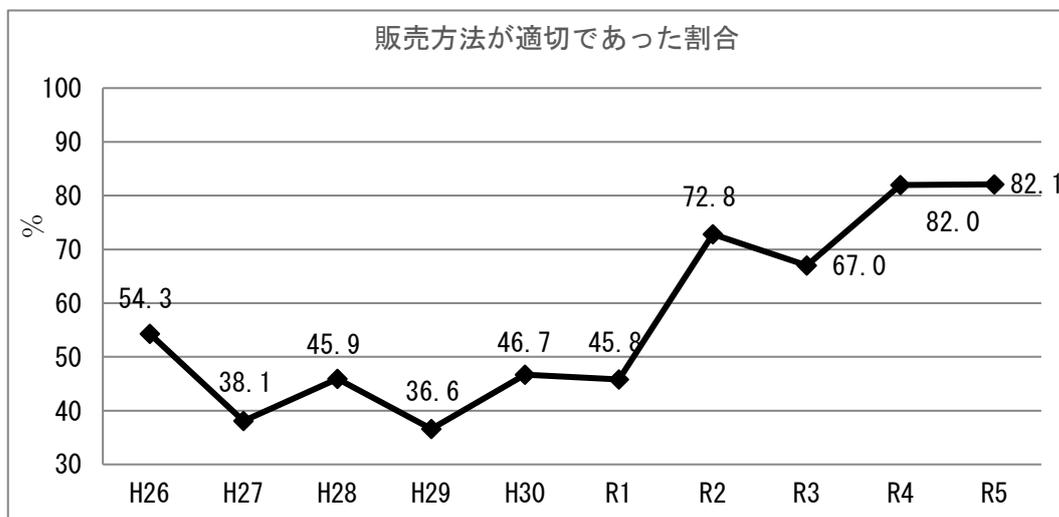
調査件数242件(薬局54件 店舗販売業188件)

認識できた 98.3%(238件) / 認識できなかった 1.7%(4件)



* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

- ⑩ 濫用等のおそれのある医薬品（*1）を複数購入しようとした時の対応（*2）：
 調査件数140件（薬局27件 店舗販売業113件）
 1つしか購入できなかった（*3） 77.1%(108件)／複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 5.0%(7件)／質問等されずに購入できた 17.9%(25件)

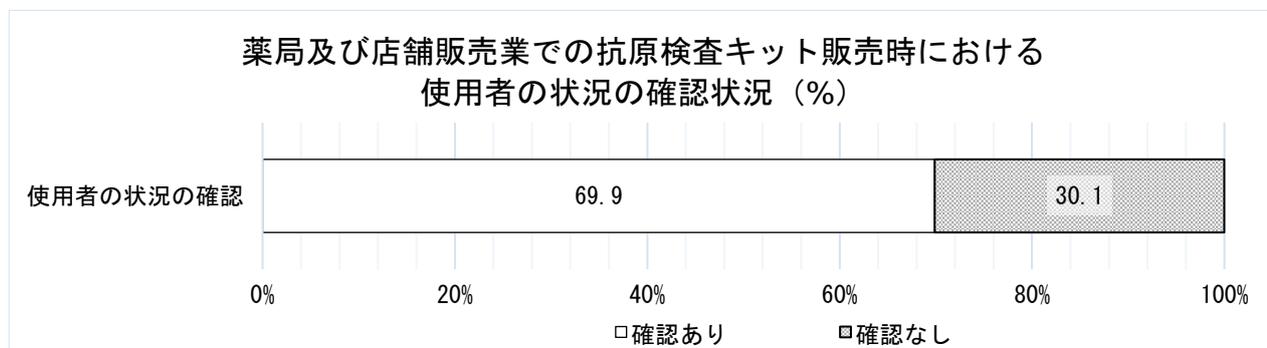


- * 1 エフェドリン／コデイン／ジヒドロコデイン／プロモバレリル尿素／プソイドエフェドリン／メチルエフェドリンを成分として含有する医薬品。
- * 2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。
- * 3 「1つしか購入できなかった」際の好事例として、プルダウン等でカートに1つしか入れられない仕様になっていたことが挙げられる。また、一般的に、一定期間は連続して購入が出来ない仕様になっていることも好事例として挙げられる。一方で、対応が適切でなかったものとして、カートに2つ入れ、特に理由等の確認もなく購入手続きが完了し、実際に複数個医薬品が届いた事例が挙げられる。

**(3) 一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キット(以下「抗原検査キット」という。)
に関する調査**

調査件数136件 (薬局 109件、店舗販売業 27件)

① 使用者の状況の確認状況について



抗原検査キット販売時の使用者の確認の実施状況

件数 (割合 (%))

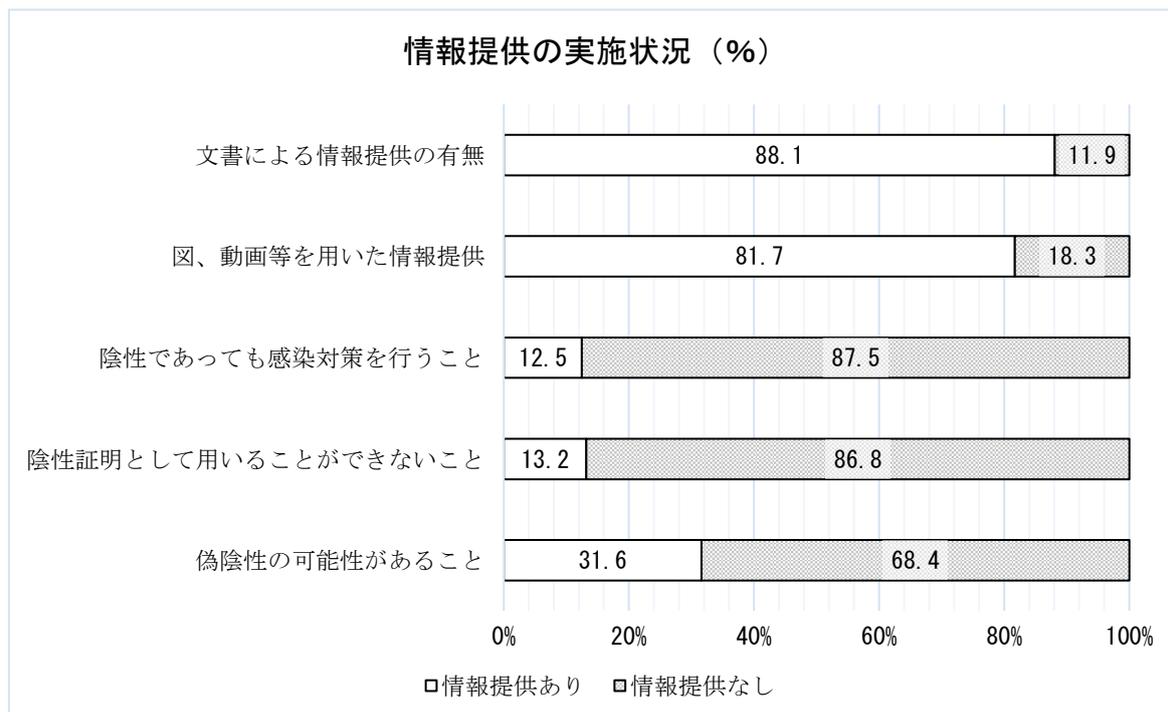
項目\確認の有無	薬局 (109 件)		店舗販売業 (27 件)		計 (136 件)	
	確認あり	確認なし	確認あり	確認なし	確認あり	確認なし
使用者の状況の確認 (全体)	77 (70.6)	32 (29.4)	18 (66.7)	9 (33.3)	95 (69.9)	41 (30.1)

薬局・店舗販売業での店舗販売時における、第1類医薬品販売時の確認事項 (3 (1) ⑥
~⑪)と同項目の確認の状況

件数 (割合 (%))

	薬局		店舗販売業		全体	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
使用者の状況の確認	77 (70.6)	32 (29.4)	18 (66.7)	9 (33.3)	95 (69.9)	41 (30.1)
文書による情報提供の有無	91 (89.2)	11 (10.8)	20 (83.3)	4 (16.7)	111 (88.1)	15 (11.9)
情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無	78 (76.5)	24 (23.5)	15 (62.5)	9 (37.5)	93 (73.8)	33 (26.2)
情報提供を行った者が薬剤師であった	97 (95.1)	5 (4.9)	23 (95.8)	1 (4.2)	120 (95.2)	6 (4.8)
相談に対して適切な回答があったか	106 (97.2)	3 (2.8)	26 (96.3)	1 (3.7)	132 (97.1)	4 (2.9)
相談に対応した者の資格が薬剤師であった	99 (90.8)	10 (9.2)	25 (92.6)	2 (7.4)	124 (91.2)	12 (8.8)

② 抗原検査キット販売時における情報提供について



抗原検査キット販売時の情報提供の実施状況

件数 (割合 (%))

項目\情報提供の有無	薬局		店舗販売業		全体	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
文書による情報提供 (再掲) ※	91 (89.2)	11 (10.8)	20 (83.3)	4 (16.7)	111 (88.1)	15 (11.9)
図、動画等を用いた情報提供 ※	86 (84.3)	16 (15.7)	17 (70.8)	7 (29.2)	103 (81.7)	23 (18.3)
陰性であっても感染対策を行 うこと	14 (12.8)	95 (87.2)	3 (11.1)	24 (88.9)	17 (12.5)	119 (87.5)
陰性証明として用いることが できないこと	14 (12.8)	95 (87.2)	4 (14.8)	23 (85.2)	18 (13.2)	118 (86.8)
偽陰性の可能性があること	36 (33.0)	73 (67.0)	7 (25.9)	20 (74.1)	43 (31.6)	93 (68.4)

※ 情報提供があった店舗 (令和5年度126件 (92.6%)) について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の件数

※ 情報提供があった店舗 (令和5年度126件 (92.6%)) について、そのうち図、動画等を用いて情報提供があった件数

別添2

事務連絡
令和6年9月6日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「令和5年度医薬品販売制度実態把握調査」における調査対象薬局等の調査結果に係る報告について（依頼）

厚生労働省では、薬局・店舗販売業（以下「薬局等」という。）が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等を調査し、その結果を「令和5年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」（令和6年9月6日付け医薬総発0906第1号・医薬監麻発0906第1号厚生労働省医薬局総務課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）により、通知するとともに販売制度の遵守徹底を依頼したところです。

調査結果報告書には各都道府県別の調査結果を掲載しておりますが、貴自治体における個別の薬局等の調査結果を別添のとおり送付しますので、本調査で不遵守の項目が確認された薬局等については、貴自治体でも個別に確認いただき、監視指導を実施いただくようお願いいたします。なお、その状況等については、下記により報告いただくようお願いいたします。

特に、店舗での販売における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」は、対象品目が拡大されたものの、販売時の対応が適切であった割合について低下は見られませんでした。未だ改善の余地のあるため、重点的に確認いただくとともに、同様にインターネットでの販売における「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」等についても、サイト上の掲載情報だけでは判断できず、店舗と購入者とのやり取りの中で判明することが想定されるため、実店舗の調査等を行い、購入者に実際に送付したメールの署名等や濫用等のおそれのある品目に関する確認事項の記録についても確認の上、必要な指導を実施いただくようお願いいたします。

また、個別の薬局等の調査結果については、公表していないデータですので、本情報の取扱いには十分御配慮願います。

記

1 対象施設

実態把握調査の対象の薬局等

2 報告内容

以下の事項について、別紙様式にて報告願います。

- (1) 実態把握調査の対象施設数
- (2) 実態把握調査で不遵守項目があった施設数
- (3) 実態把握調査で不遵守項目があった施設のうち、令和6年12月27日までに遵守状況の確認等を行った施設数
- (4) (3)のうち、実態把握調査での不遵守項目について、確認等の結果、実際に不遵守であった施設数
- (5) (4)のうち、令和6年12月27日までに改善が確認できていない施設数

3 報告方法等

令和7年1月31日（金）までに別紙様式を電子メールにて以下の厚生労働省医薬局総務課あてに送付ください。

報告先メールアドレス：hanbai-site@mhlw.go.jp

4 留意事項

- (1) 個別の薬局等の調査結果とその監視指導状況については、貴自治体において継続的に把握いただき、報告期限にかかわらず監視指導等をお願いします。
- (2) インターネットによる販売については、事務連絡に記載したとおり実店舗の調査等により、購入者に実際に送付したメールの署名等や濫用等のおそれのある品目に関する確認事項の記録についても確認の上、必要な指導を実施いただくようお願いします。
- (3) 濫用等のおそれのある医薬品の販売等については、薬局開設者又は店舗販売業者に別紙「濫用のおそれのある医薬品に係る販売対応」を活用して自己点検を徹底させ、自己点検の結果を監視指導の際に確認するなど、販売制度の遵守状況を確認いただくようお願いします。